

西原町役場
☎098-945-5011

令和6年8月31日現在
人口:(男)17,985人 (女)17,627人 (男女計)35,612人 世帯数15,852:世帯

【お問い合わせ】
西原町農業委員会
☎098-945-5281
JAおきなわ西原支店
☎098-945-5225

農業者年金について
保険料は月額2万円(ただし、35歳未満かつ政策支援加入の対象とならない方は月額1万円)から6万7千円の間で、千円単位で自由に決めることができます。詳細は農業者年金基金のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】
西原町監査委員事務局
☎098-945-5122

令和5年度西原町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について
令和5年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査は、審査した限りにおいて関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他書類と照合した結果、正確であると認められました。また、一部に改善を要する事項がみられたもの、おおむね適正に処理されていると認められました。詳細については町ホームページをご覧ください。

お知らせです
おきなわ

マイナンバーカードに関するお知らせ

■「マイナンバーカード」申請サポート実施中！
町民課では、マイナンバーカードの申請のお手伝いを実施しています。
対象者 西原町に住民登録があり、申請の意思がある方
所要時間 約20分(写真撮影(無料)を含みます。)
持ち物 ① 本人確認書類 1点
(運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、こども医療費受給者証、後期高齢者医療受給者証など)
② 「マイナンバーカード交付申請書」
※ お手元に申請書がない方は、本人確認のうえ、申請書再発行の手続きを行います。
※ 同一世帯でない方の申請書の再発行には、委任状の提出が必要です。
※ 申請後、カードができあがるまで約1か月ほどかかります。(はがきにてお知らせします)

■時間外窓口(マイナンバーカード受取り・電子証明書更新等)
開設日 10月8日(火)・22日(火) ※予約制となっております。
時間帯 17:30~19:30【予約制】ご希望の方は、下記の電話番号までお問い合わせください。

※カード受取り時の持ち物(本人確認書類)は、はがき裏面やホームページにてご確認ください。
※病気・障がい、その他やむを得ない理由により、代理受取りを希望する場合は、要件や必要書類等の確認がありますので、事前にお電話や来庁等にてご相談ください。

【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012



愛の贈りもの

【企業版ふるさと納税】
寄附者 株式会社渡久山設計(運天勲代表取締役)
使い道 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

【ふるさとづくり寄附金】
寄附者 西原町産業通里会(会長 宮里 佳斉)
使い道 町長が必要と認められる事業
寄附額 200,000 円

寄附者 株式会社富士建設(手登根明代表取締役)
使い道 魅力的な地域をつくる事業

10月11日 就職セミナー情報

【対象】西原町民優先・西原町での就職を希望している方
【定員】各講座 15名まで 【場所】西原町役場内 会議室
◆ スキルアップ講座 ※事前申込(電話)が必要です。
10月23日(水) 14:00~15:30
強み発見セミナー
★面接や応募書類に活かせる自分の強みをワークをとおして、みつしましょう。

11月18日(月) 14:00~15:30
誰も傷つけない断り方を学ぼう
★NOと言えなくて困っている方…自分も相手も大切に断り方を学んで、自分の意見をしっかり言える大人にならしましょう。

◆ 就職セミナー ※事前申込(電話)が必要です。
10月7日(月) 14:00~16:00
11月8日(金)
就職セミナー + 個別相談
★就職活動の基礎、応募書類の書き方、面接対策までしっかりサポート！
★個別相談を踏まえ、あなたに合った就職活動を就職決定までサポートします。

※全てのセミナーは、ハローワーク失業認定申告書の求職活動実績の対象になります。 ※スキルアップ講座は都合により変更となる可能性があります。お申込の際にご確認ください。

西原町雇用サポートセンター(産業観光課内) ☎945-4540 月・水・金曜日 9:00 ~ 17:00



相続 遺言 お悩みではありませんか？
～専門家が解決方法をご提案します～
相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。
相続・遺言の相談は無料です！

司法書士法人 きゃん事務所
代表司法書士 喜屋 武 力
司法書士 親 泊 千 佳
与那原町字東浜23番地2 (ローソンと那原東浜店となり)
TEL 882-8177 (要予約)
営業時間 平日 AM 9:00~PM 5:30

相続・遺言に関することならこちら→
http://souzokuigon-okinawa.com/ 「相続・遺言おきなわ.com」
QRコードが「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス

マイナンバーカードの健康保険証利用

●2024年12月2日以降、健康保険証は、マイナンバーカードを基本とする仕組み(マイナ保険証)へ移行します。
●マイナンバーカードを健康保険証として使うためには、初めて利用するときまでに、利用登録が必要です。(初回利用登録)
詳しくは、デジタル庁や厚生労働省のホームページをご確認ください。

(デジタル庁HP)

★登録のお手伝いが必要な方は、町民課窓口までお越しください。
持ち物 ①マイナンバーカード
②マイナンバーカード交付時に設定した数字4桁の暗証番号

【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012

「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について

日本年金機構から、年金額が一定額(65歳未満の方は年間108万円、65歳以上の方は年間158万円)以上の老齢年金等の受給者を対象に送付していますので、令和6年10月31日(木)までに提出をお願いします。
この申告書を提出することで、受給されている老齢年金から徴収される所得税・翌年の個人住民税で該当する控除を受けることができます。
また、昨年9月から、24時間提出可能な電子申請サービスを開始していますので、ご利用ください。
(電子申請で提出された方は、紙の申告書の提出は不要です。)

◆詳細は「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル(☎0570-081-240)」へ！

【お問い合わせ】 総務部 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012

